

2023 年 9 月 吉日

お客様各位

興亜化工株式会社

## 有効期限切れ船舶・航空用火工品の廃棄依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、有効期限切れ等による船舶（航空）用火工品のお取り扱いに関しましては、**重大な事故等を引き起こす恐れもあります為**、以下の内容を十分にご理解、厳守徹底頂きたく、何卒宜しくお願い申し上げます。  
敬具

### 1. 有効期限切れ船舶・航空用火工品は原則として、それぞれの製造会社へご返送下さい。

有効期限切れの**弊社（興亜化工）製品**につきましては廃棄処分を実施させていただきますので、**弊社工場**の方に、**添付書類**（以下詳細）と一緒にご返送（**送料元払い**）下さい。

**<期限切れ品、添付書類発送先>** 興亜化工株式会社 埼玉工場 期限切れ品 担当宛  
〒350-1234 埼玉県日高市上鹿山801-1  
電 話：042-989-2511

### 2. ご返送時の注意事項

＜ご返送途中で梱包物の事故等が発生した場合、荷主様が監督官庁より指導される場合がありますので、以下の各項目内容を厳守の上、事故防止にご協力下さい。＞

#### (1) 内容物の確認

- ① ご返送される有効期限切れ船舶・航空用火工品を十分にご確認頂いた上、添付書類等を準備して下さい。

（「船舶用・航空用火工品廃棄処分伝票」・「廃棄許可申請書」は弊社ホームページから最新版の書式をダウンロードしてご使用下さい。）

- ② ①でご確認頂いた際、当該期限切れ品に異常が見つかった場合には、お手数ですが弊社営業部までご連絡下さい。

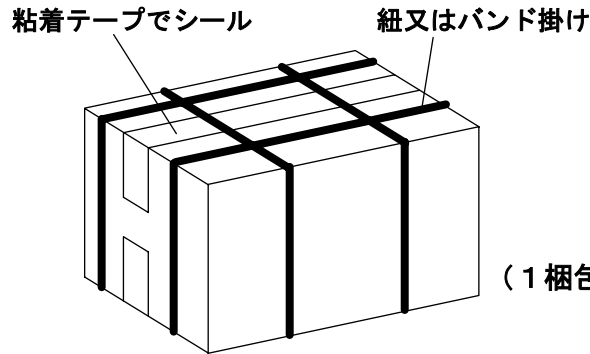
※異常とは製品出荷時の状態とは異なる場合、判別がつかない場合を指します。

**<異常の例>**

- ・著しく製品に腐食、付着物、破損等がある場合
- ・キャップ等が外され、引き環(Ring)、すり薬等が剥き出しになっている場合（使用途中を含む）
- ・極端に古い製造年月の製品である場合（ex. 1990 年以前の年代）
- ・製品に改造、変形等が行われていた場合

#### (2) 梱包方法

- ① 梱包箱は出来るだけ堅固なもの（厚み、強度のある複両面の段ボール箱等）をご用意頂き、**1 梱包あたりの重量は 20kg 以下**になりますようご注意ください。
- ② 箱の中に空間が無いよう緩衝材を入れ、箱中の製品が動かないように梱包して下さい。
- ③ ご返送途中での破損事故防止のため、お手数ですが**下図**のように梱包下さい。  
（お手数ですが**梱包箱には紐又はバンド掛け**をお願い致します。）



### (3) 運送方法

- ① 運送費用（弊社工場まで）はお客様にてご負担（元払い）下さい。
- ② 運送には自動車便をご利用下さい。送り状備考欄等には「船舶（航空）用安全備品 期限切れ品廃棄」と明記して下さい。（極力、弊社工場の方に平日の午前中到着となりますようご返送下さい。）

### (4) 添付書類

- ① 「船舶用・航空用火工品廃棄処分伝票」に必要事項（廃棄品名、製造社名、製造年月、数量、製造番号）を明記し、3部作成の上、期限切れ品に**2部を添付**、残りの1部は控えとして下さい。  
（廃棄処分後に所要の事項が記入、捺印された廃棄処分伝票をご返送（依頼主、又は伝票返送先）させていただきますので廃棄処分の記録として保管をお願い致します。）
- ② ロープ（救命索、もやい索）発射器のロケット（推進薬包）、空包（発射薬包、装薬包）の期限切れ品につきましては、埼玉県側への廃棄許可申請が必要となります為、上記①以外にも別途「火薬類廃棄許可申請書」（令和2年12月28日経済産業省令第92号により、様式中の「㊟」が削られ、押印（代表者印、公印等）が不要となりました。）を3部作成の上、期限切れ品に**2部を添付**、1部は控えとして下さい。（申請並びに廃棄処分後、廃棄許可証（原本）をご返送させていただきます。）  
※ロープ発射器のロケット（推進薬包）、空包（発射薬包、装薬包）の期限切れ品には、**①、②の2種類の添付書類**（期限切れ品に各2部を添付）が必要になりますのでご留意願います。  
※廃棄許可申請書への記入に際しては、**別紙の注意点、記載例等**もご確認をお願い致します。  
→廃棄許可申請書は団体（会社、官庁、学校関係）の場合、原則「代表者名」で記載して下さい。  
（海上保安官の場合は「各管区海上保安本部長名、又は各海上保安部署長名」で記載して下さい。）  
→廃棄許可申請書項目内の「（代表者）住所」は「申請者の自宅住所」になりますのでご注意ください。

### 3. その他

- ① 期限切れ品のご返送において、以下に該当する場合は弊社で取扱い致しかねます。  
やむを得ず発送元へお戻しする場合がありますので、ご了承願います。  
・弊社で取扱いができない有効期限切れ船舶・航空用火工品が混入していた場合。  
・梱包箱破損・梱包重量超過等が著しくあった場合。  
・運送費用が「着払い」にてご返送された場合。  
・弊社工場（埼玉県）ではなく、弊社本社（東京都）等に誤ってご返送された場合  
・「火工品廃棄処分伝票」が添付されていない場合。  
（ロープ発射器のロケット、空包の廃棄品は「火工品廃棄処分伝票」「廃棄許可申請書」の2種類）
- ② その他、ご不明点等がございましたら、弊社代理店もしくは弊社営業部へお問合せ下さい。

<お問合せ先> 興亜化工株式会社 営業部

電話：03-5835-2924

FAX：03-5835-1041

H/P：<http://www.koa-kako.co.jp>

E-Mail：[sales@koa-kako.co.jp](mailto:sales@koa-kako.co.jp)

以上